

別紙2

尾道市子どもの学習支援事業業務委託に関するプロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、尾道市子どもの学習支援事業に係る委託事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

2 提案内容

本件プロポーザルに参加する者は、別に定める業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定める内容について具体的に提案するものとする。

3 委託業務名

尾道市子どもの学習支援事業

4 委託料上限額

（1）本業務に要する費用の上限額は、それぞれ次のとおりとし、各組織で委託契約を締結する。

社会福祉課 (生活困窮世帯等 尾道会場 30 名 因島会場 15 名)	21,206,509 円	令和 8 年度 7,068,836 円 令和 9 年度 7,068,836 円 令和 10 年度 7,068,837 円	別契約
子育て支援課 (ひとり親家庭等 尾道会場 30 名 因島会場 10 名)	18,293,491 円	令和 8 年度 6,097,830 円 令和 9 年度 6,097,830 円 令和 10 年度 6,097,831 円	別契約

※消費税及び地方消費税を含む。

※各上限額には、本委託事業を行うに当たり必要な経費の全てを含むものとする。

5 プロポーザル実施手順

- （1）市ホームページを通じて本件プロポーザルへの参加希望者を募集する。
- （2）前号の希望者は、企画運営に係る提案書（以下「提案書」という。）その他説明に必要な書類を作成して提出し、尾道市子どもの学習支援事業に係る委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において説明する。
- （3）選定委員会は、提出された提案書その他説明に必要な書類について、別途日程を定め、審査する。

6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件プロポーザルに係る公告の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、尾道市の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 法人格を有する団体であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者である場合にあっては、手続開始の決定がなされていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 過去5年間において、本業務と同種又は類似の業務実績を有する者であること。
- (8) 広島県内に本社、支社、営業所等を有し、市との連絡調整等に迅速な対応が可能な者であること。
- (9) 尾道市税（尾道市内業者のみ）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

7 応募方法

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書、提案書及び必要な添付書類を期限内に提出すること。

- (1) プロポーザル実施要領等の配布
令和7年11月21日（金）から尾道市のホームページに掲載する。
- (2) 参加表明書等の提出
 - ア 提出書類
 - (ア) 参加表明書(別記様式第1号)
 - (イ) 会社概要（任意様式 既存のパンフレット等で可）
 - (ウ) 市税の完納証明書又は法人税及び消費税についての納税証明書
 - イ 提出先 第13項の提出先
 - ウ 提出期限 令和7年12月12日（金）午後5時（必着）
 - エ 提出部数 1部
 - オ 提出方法 持参又は郵送（提出期限内必着）

(3) 提案書及び必要な添付書類の提出先及び提出期限

ア 提出書類

(ア) 提案書（任意様式、枚数制限なし。ただし、別表審査基準の項目について明記されていること。）

(イ) 業務委託見積書及び経費内訳書（別記様式第3号）

(ウ) 業務実施体制表（任意様式）

(エ) スケジュール（契約締結後から学習支援開始日までの管理者、支援員の確保や支援カリキュラム、利用者への利用前面接実施時期等）

(オ) 本事業と類似した事業の実績一覧

イ 提出先 第13項の提出先

ウ 提出期限 令和7年12月12日（金）午後5時（必着）

エ 提出部数 正本1部、副本5部

オ 提出方法 持参又は郵送（提出期限内必着）

8 本件に関する質問期限及び回答

質問がある場合は、質問書（別記様式第2号）を作成し、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法 第13項の提出先へ持参又は電子メールのいずれかの方法により提出するものとする。（受付期間内必着）※電話での質問は一切受け付けない。

(2) 受付期限 令和7年12月1日（月）午後5時まで

(3) 回答方法 質問に対する回答は、質問者名を伏せて集約したものを令和7年12月4日（木）午後5時までに尾道市ホームページにて公表する。

9 契約優先交渉権者の選定方法等

(1) 審査方法

提案書及び提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に、別表審査基準に従い、選定委員会が審査し、最も高い評価値を得た者を最優秀提案者として決定する。

なお、本プロポーザルの参加者が1者の場合は、審査基準により、適否を判断するものとする。

(2) 選定委員会の委員は、次の5名とする。

福祉保健部長、同部子育て支援課長、同部社会福祉課長、同部因島福祉課長、学校教育部教育指導課長

なお、委員が選定委員会に出席できないときは、当該委員の指名する職員を代理委員として

出席させることができる。

(3) プレゼンテーション

ア 実施日時 令和7年12月22日（月）（予定）

※時間については、別途応募者に通知する。

イ 実施場所 尾道市役所内

※詳細については、別途応募者に通知する。

ウ 実施時間 35分以内（提案説明20分以内、質疑応答15分以内）

エ その他 提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

パソコン、プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に尾道市に連絡すること。

10 決定及び結果通知

市長は、選定委員会の選定結果を参考に委託先を決定し、その結果を応募者に通知する。

11 選定スケジュール（予定）

募集要領等の公表 令和7年11月21日（金）

参加表明書及び提案書等の受付期間 令和7年11月25日（火）～12月12日（金）

プレゼンテーション 令和7年12月22日（月）

選定結果通知 令和7年12月24日（水）

12 契約手続

決裁後、業務委託契約を締結する。

13 問合せ先及び提出先

尾道市福祉保健部 社会福祉課 保護係

住 所：〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

電話番号：0848-38-9126（直通）

FAX 番号：0848-38-9206

E-mail:s-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp

付 則

1 この要領は、令和7年11月21日から施行する。

2 この要領は、尾道市子どもの学習支援事業業務委託契約の締結の日をもって廃止する。